

主治医 様

認定こども園ぶどうの木 園長

乳幼児が集団で長時間生活を共にする保育施設では、感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことが大切です。つきましては、学校保健法で登園停止期間が定められている感染性疾病についての表を参照していただき、受診されたお子さんの健康回復状態が集団での園生活が可能であるということの「意見書」の提出の御協力をお願いいたします。尚、主治医様の署名、押印につきましては、診断書ではなく意見書としてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

意見書

認定こども園ぶどうの木 園長 殿

園児名 _____

発症日 年 月 日

病名 「 _____ 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 月 日より登園可能と判断します。

意見書記入日 年 月 日

医療機関名 _____

印又はサイン

医師名 _____

医師による意見書を必要とする感染性疾病（登園停止期間及び登園のめやす）

保育施設における感染性対策ガイドライン（2012年11月厚生労働省）

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発しん3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	便中に菌が排泄されている間	症状がおさまり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで